

令 和 4 年 度 事 業 計 画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

次
小

		(ページ)
第1	基本理念及び基本方針		1
第2	法人概要		2
第3	事業計画		3
	法人共通】		3
	• 運営方針		
	(1) 利用者満足度の向上		
	① 安心・安全を確保する	る取組み	
	② 多様な各施設の連携(こよる特色ある取組み	
	③ 地球環境を守る取組る	}	
	② 子育てや介護にやさし	育成、働き方改革の取組み い職場づくりの取組み ム、業務効率化の取組み	
[施設別】 〇 心身障害者福祉センター		10
	(障害者支援施設・生活訓練	事業所・相談支援事業所・体育館)	
	〇 心身障害者福祉センター(附	属リハビリテーション病院)	12
	〇 洛南寮(養護老人ホーム)		14
	〇 洛南寮(救護施設)		15
	〇 東山母子生活支援施設		16
	〇 視力障害者福祉センター		17
	〇 桃山学園(障害児入所施設)		18
	〇 桃山学園(児童養護施設)		19
	〇 こども発達支援センター		20
	〇 発達障害者支援センター		22

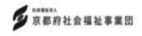
基本理念

- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

基本方針

- 1 利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団
- 2 地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団
- 3 人・財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

(中期運営計画~利用者満足度の向上をめざして~で掲げた法人の将来像)





「~ K (希望) S (幸せ) J (事業団) ~」

法人概要

〇法人名 社会福祉法人京都府社会福祉事業団

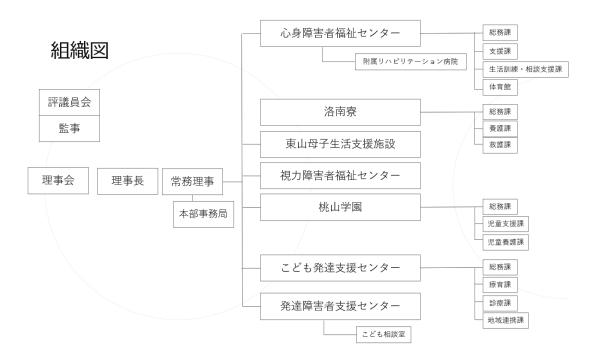
〇代表者名 理事長 中本 晴夫

〇資本金 10,000,000円

〇設立年月日 昭和52年8月2日

○主たる事務所 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

Oホームページ <u>https://ksj.or.jp/</u>



主な実施事業

施設名	運営事業
心身障害者福祉センター	障害者支援施設(施設入所·生活介護·短期入所·自立訓練)/ 一般·特定相談支援事業/体育館
(附属リハビリテーション病院)	病院(整形外科・リハビリテーション科・神経内科・精神科・歯科・内科(循環器)・泌尿器科)
洛南寮	養護老人ホーム/特定入居者介護事業 救護施設/居宅生活訓練事業。認定就労支援事業等
東山母子生活支援施設	母子生活支援施設 / DV一時保護事業
視力障害者福祉センター	障害者支援施設(施設入所·就労支援事業)/特定相談支援事業
桃山学園	障害児入所施設(福祉型)/短期入所/日中一時支援事業/一般·特定相談支援事業 児童養護施設/子育で支援事業
こども発達支援センター (すてっぷセンター)	児童発達支援センター(福祉型・医療型)/児童発達支援事業(重症心身障害児) 放課後等デイサービス/保育所等訪問支援/障害児相談支援事業/診療所(小児科・児童精神科・ 整形外科)
発達障害者支援センター (はばたき)	発達障害者支援センター / こども相談室(ぐーちょきぱー)

事業計画【法人共通】

〇運営方針

令和4年度は、前年度に引き続き、「中期運営計画」に掲げる「3つの将来像」の実現に向けた取組みを推進する。

第1に、「利用者満足度の向上」では、虐待・事故防止対策の強化をはじめ、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策の強化等の安心・安全の確保を最重点に、介護機器やICTを活用した利用者サービスの向上に取り組む。加えて、各施設の連携強化や共同研究の実施等により、障害児から障害者へのシームレスなサービスの提供等多様な専門性を生かした取組みを進める。

第2に、「地域や企業、大学等との連携」では、施設の地域開放はもとより、企業・大学の知見を活用したサービスの充実等、「地域における公益的な取組み」を推進し、「府立施設」としての使命を果たす。

第3に、「人・財力の強化」では、キャリアパスの見直しによる効果的な研修や 人事考課制度の給与処遇への反映について全面実施するなど人材育成を深化させ るほか、子育て支援等職員が働きやすい職場環境整備を進める。また、内部監査の 実施や会計監査人設置に向けた準備を進め、コンプライアンスの確保等強固な組織 づくりを進める。

また、老朽化施設を中心に、府民ニーズを踏まえた施設の将来像について、京都府とともに議論を進める。

今後とも、理事会や評議員会の円滑な運営をはじめ社会福祉法に則り、適正な法 人運営を進める。

(1) 利用者満足度の向上

① 安心・安全を確保する取組み

〈虐待•事故防止〉

- ○各種業務マニュアルの点検
 - ・支援技術の向上や事故・ヒヤリハットの発生の視点から、マニュアルを点検 →ターゲットを定めて定期的に点検(各施設)サービス向上推進幹事会開催(2回/年)
- ○虐待防止に係る体制の強化
 - ・法人虐待防止委員会の継続開催(1回/年)や外部委員の実地調査による各種取組の点検・進行管理

- 身体拘束をなくすための検討委員会開催(関係施設)
- 各施設開催(1回/月)の虐待防止委員会において他施設部会からオブザーバー 参加
- 虐待防止に係る職員セルフチェックの項目等の見直し(新規)
- 虐待防止研修の全員受講
- ○風通しの良い職場づくりの推進による虐待防止
 - 本部事務局に職員相談窓口の設置
 - ・メッセージや掲示板機能等、法人内での情報共有可能なツール(「ガルーン」)の活用
 - ・ 職員提案箱の活用
- ○各施設「事故防止委員会」への法人推進委員の参画
 - 事故・ヒヤリハット報告の分析及び改善の推進

〈新型コロナウィルス等感染症対策〉

- ○新型コロナウィルス感染症対策の強化
 - ・ 感染症発生施設における検証の実施と対策への反映 (新規)
 - →法人内で検証検討委員会を開催
 - 本部及び施設の感染症対策委員会による感染症発生時の対応マニュアルの整備・ 更新
 - ・感染症に関する国・地方公共団体からの情報や指示の収集・把握及び法人内への 周知徹底
- ○感染防止用資機材の点検・更新
 - 使用状況や保存状態等を考慮し更新。その他必要な資機材を追加整備
- ○各施設で定めたゾーニング等を踏まえ、感染症発生時の対応訓練の実施(1回/年)
- 〇令和4年度の職員体制に基づく感染症発生時における各施設間の応援体制の点検・ 確立
- ○専門家による感染症予防に関する研修の実施や対策・対応の点検

〈地震・水害等の自然災害対応〉

- 〇地震発生時・感染症対応マニュアル(特に事業継続計画)の点検・見直し
 - リスクマネージメントワーキンググループの開催(3回/年)
- ○全職員参加型避難訓練の実施(防災週間等含む節目に実施:2回/年)
- 〇災害対策に係る研修会の実施等知識の習得(1回/年)
- 〇地震・水害等の自然災害に係る地域のハザードマップの確認と、職員・利用者への 周知
- 〇災害備蓄物資の点検・更新
 - 食品等については賞味期限等を考慮し更新。その他追加が必要な物資があれば随

時入替•補充(1回/年)

〇京都府災害派遣福祉チーム(京都 DWAT)に継続して参画(登録職員の交替)

② 多様な各施設の連携による特色ある取組み

【心身障害者福祉センター(附属リハビリテーション病院)×各施設】

- 〇附属リハビリテーション病院と連携した健康管理の推進
 - ・感染症対策等研修時における附属リハビリテーション病院医師・看護師による 指導の実施

【心身障害者福祉センター(附属リハビリテーション病院)×こども発達支援センター× 発達障害者支援センター】

- ○施設間連携による障害「児」から障害「者」への切れ目のない支援の推進
 - ・医師・看護師・セラピスト等による勉強会の開催や、こども発達支援センターでのフォロー終了となる児童の、その後の受け皿について附属リハビリテーション病院と検討会の設置

【東山母子生活支援施設×桃山学園】

- 〇利用者の状況やニーズを踏まえ、桃山学園(児童養護施設)の入所児童について、 東山母子生活支援施設への入所受入れを検討
 - ・桃山学園(児童養護施設)の児童と保護者に対して、地域での親子統合へのワンステップとして、東山母子生活支援施設での自立体験の実施を検討(新規)

【視力障害者福祉センター×洛南寮】

○新型コロナウィルス感染症の状況をみながら入所高齢者へのあん摩訪問実施

【桃山学園:児童養護施設×障害児入所施設】

〇利用者の状況やニーズを踏まえ、児童養護施設から障害児入所施設への措置変更な どについて、児童相談所も含めた定期協議の場の設置

【桃山学園×こども発達支援センター】

- 〇こども発達支援センターの利用者支援の一環として、桃山学園(障害児入所施設) におけるレスパイト活用について広報活動を実施
- 〇こども発達支援センターの「保育所等訪問支援事業」の対象に桃山学園(児童養護施設)を加え、専門的なアドバイスにより支援を充実

【こども発達支援センター×発達障害者支援センター】

○放課後等デイサービス事業の質的向上をめざし、学識者の知見も活用した定期的な 協議の場の設定

【発達障害者支援センター×桃山学園×東山母子生活支援施設】

- 〇発達障害者支援センター職員のスーパーバイズにより、困難ケースにおける支援 ノ ウハウの向上を図る
 - ・桃山学園での研修会開催(1~2回/年)
 - ・東山母子生活支援施設でのケース会議にて助言(1回/月)

【全施設連携】

- 〇施設退所者が地域で円滑に生活できるよう、伴走型支援を行う「地域福祉支援チーム」のあり方について検討
- ○各施設が有する「スキル」を他施設で生じた課題解決に活用するため、法人内での「スーパーバイザーバンク」創設をめざし、職種別グループを結成し、スキル項目の抽出や相互連携の方向性について検討
- ○「私の施設イチオシ・プロジェクト」の実施(1回/年)(新規)
 - サービス向上に向けた各施設の特徴的な取組みを情報共有することで、サービス の充実をめざす

③ 地球環境を守る取組み

- きょうとフードセンターの事業内容の情報を収集し、施設利用者等への食品提供の 可能性を検討(「ショップあしはら」(施設内店舗)での活用・生活困窮者支援等)
- 照明の LED 化(小障センター体育館・東山母子) やゴミの減量化等の推進

(2) 人材・財政等組織基盤の強化

① 人材の確保・定着と育成、働き方改革の取組み

〈人材の確保・定着〉

- ○事業団ホームページの「人材確保専用ページ」を活用した効果的な人材確保の推進
 - ・マンガ冊子「切り拓こう!未来を~福祉・医療を包み込む~」等広報ツールを活用した法人 PR の推進(新規)
 - ホームページ内のリクルートページに、職員インタビュー(職種別勤続年数別)及び施設紹介動画の掲載

- 〇インターンシップ(30名程度/年)や実習生(90名程度/年)の受入れ等福祉人材 育成に係る各種事業への積極的参画
- ○法人独自のインターンシップの開催(新規)
- ○「魅力発信プロジェクトチーム」を設置し、自施設の魅力や特色の発信を推進(新 規)
 - Instagram と Twitter により魅力を発信(各施設でアカウント運営)
- ○「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」等を活用した処遇向上の実施(新規)
- 〇外国人も含めた新たな福祉人材の確保に向けた担当者を設置の上、課題を抽出
 - •「人材確保推進チーム」の設置(新規)
- 〇「きょうと福祉人材育成認証制度」に基づく上位認証の更新
- ○「介護機器・IT機器等導入検討チーム」(心身障害者福祉センター・洛南寮)を中心に、サービスの質の向上や業務効率化・省力化につながる先進的な ICT機器を積極的に導入(新規)

〈人材育成〉

- 〇人事考課制度を活用した人材育成の推進
 - ・考課者研修の開催(1回/年)
- ○研修委員会において人材育成計画・育成体系を構築
 - ・研修委員会開催(4回/年)により、施設の課題を踏まえた研修内容を設定
 - ・個人やチーム力の向上をめざす実践研究発表・論文の応募への参加を促進
 - ・法人内他施設の所内研修への積極的参加(1回/年)
 - 専門性の向上にとどまらず、京都文化の理解等幅広いテーマでの研修の実施
- 〇法人内他施設とのコラボレーション研究・調査の推進
 - 各施設よりコラボレーション研究が可能な事例を抽出
 - 外部機関や専門家からのサポートを積極的に依頼
- ○大学との連携によるリカレント教育や他法人との連携によるインターンシップな ど積極的な外部とのコラボレーションを推進(新規)
- ○人権や権利擁護等に関する研修開催(各施設1回/年)
- ○若手職員の育成強化
 - 各施設における OJT マニュアルの充実
- 〇中途採用職員に対して、個々の経験等に応じた、入職後のサポート(説明や研修等) の実施(新規)
- ○外部でのスーパーバイズや講義が可能なテーマ等について整理し派遣者リストを 公開
- ○京都府の実施する職員の研究事業(ベンチャー)の情報を収集し、研究テーマに応じて積極的に参画

〈働き方改革〉

- ○計画的な休暇取得の促進及び時間外勤務に係る事前命令の徹底
 - 年休取得率 法人全体 55%以上 各施設 40%以上
- ○事務業務の効率化の推進
 - オンライン会議の積極的活用
 - ・導入したタブレットや情報伝達ツールの使い方や運用上のルール等を周知
 - 給与明細等のペーパーレス化による事務省力化の取組みを推進(新規)
- ○感染症対策として実施したテレワーク(在宅勤務)等の実践例から、効率的・効果 的な働き方の実現に向けた検討
- ○短時間雇用やスポットタイム雇用の推進に向けた課題を抽出

② 子育てや介護にやさしい職場づくりの取組み

〇次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の 取組みの推進

【目標】

・ 育児休暇・休業等の取得

対象となる女性職員の取得率 100% 対象となる男性職員の取得率 15%以上(希望職員 100%) 育児休業等を取得した職員 1 人以上

- 年次有給休暇の取得 取得率 法人全体 55%以上(再掲)各施設 40%以上(再掲)
- 時間外勤務の縮減

総時間数を前年度比2%縮減・各月45時間を超える職員の解消

- 管理職や役付職員の女性職員の割合増管理職員 40% 役付職員 55%
- ○「子育て環境日本ーに向けた職場づくり行動宣言」の取組みの推進
- ○「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得(新規)
- ○育児・介護のための休暇等に係る制度について職員へ周知
- ○次世代育成支援ハンドブックの改定
- 〇育児休業等を経験した職員と、休務中の支援等について意見交換し、職場づくりに 反映
- ○不妊治療を受ける場合の休暇制度を拡充(年10日)
- ○人間ドック受診補助の充実により職員の健康管理を支援

③ 組織・財務体質の強化、業務効率化の取組み

- ○「内部管理体制の基本方針」に基づく取組みの推進(新規)
 - ・内部監査人による職務執行状況の監査の実施
 - ・会計監査人の設置に向けた予備調査の実施
 - ・公益通報者保護法に基づき、相談・通報に適切に対応できる体制の整備
- 〇マンパワーを利用者支援に一層注力するため、「業務改善推進チーム」により、業 務改善について検討(3回/年)
- Oクラウドファンディングの活用をめざし、募集方法等について検討

④ 効果的な情報発信の取組み

- 〇リニューアル後のホームページの効果的運用
- OInstagram と Twitter による魅力を発信(各施設でアカウント運営)(再掲)
- 〇福祉に関して広く相談を受ける窓口「福祉よろず相談」の設置に向け、その果たす べき機能等について整理
- 〇ホームページ内で研究発表実績を公開
- 〇利用者の作品制作について企業との協働を進めるため、協働・連携先を開拓
- O「art space co-iin」や「とっておきの芸術祭」への出品を推進
- 〇介護講座の継続開催(1回/年)と介護技術に関する動画配信の内容を検討

事業計画【施設別】

1. 心身障害者福祉センター(支援施設・生活訓練・相談支援・体育館)

□ 運営方針

障害者支援施設は、利用者の人権を尊重し、安心・ 快適で質の高い暮らしを営んでいただけるよう、入 浴・排泄・食事等の生活介助を行うとともに、自立を めざして、身体機能・生活能力の維持・向上を支援す る。特に加齢や傷病による利用者の体調の変化に注意 し、必要な医療や介助が適切に行われるように配慮す



る。そのため、職員研修の充実を図るとともに、質の高いサービス提供のためのマニュアルの策定・更新を随時実施する。

また、併設の附属リハビリテーション病院や体育館と連携し、セラピストによるリハビリや集団でのスポーツ活動を定期的に実施するとともに、日中活動や外出支援など利用者の希望に添った多彩なプログラムを用意し、利用者満足度の向上に努める。

更に、当施設を地域の方に知っていただき、地域とのつながりを強化する取組として、 小中学校での福祉体験学習への職員派遣や児童生徒の施設見学受入を進める。



生活訓練事業所ひまわりは、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来や京都府リハビリテーション支援センター、近隣の医療機関と連携し、社会復帰、復職を希望されている高次脳機能障害者を対象とした専門的な自立訓練・家族支援を推進する。

相談支援事業所 TOMO は、当センター障害者支援施設をはじめ、近隣の障害者支援施設や附属リハビリテーション病院の患者が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、利用者のニーズを十分に把握し計画に反映できるよう、丁寧な相談支援を実施する。

体育館(サン・アビリティーズ城陽)は、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、当センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。



また、パラ・パワーリフティングのナショナルトレーニ

ングセンター(NTC)指定施設として、競技団体の強化合宿等の活動を支援する。

□ 重点事項

(障害者支援施設)

- 利用者ニーズに沿った日中活動の更なる充実を図るため、「ものづくり、 創作」班を新たに設置し、自主製作品の製作・販売・開拓を推進(新規)
- 各種の学習会の開催による職員のスキルアップ (新規)
 - 「医療的ケアの導入」や「感染症対策」、「褥瘡予防」をテーマとした学習 会の開催
- ノウフク連携を推進するため、農業指導者の指導を受け、菌床シイタケ栽培など車いす利用者が取り組みやすい農業を開始(新規)
- 地元中学校での重いす体験学習への講師派遣(1回/年)
- 利用目標月末在籍者数50名(短期入所利用含む)短期入所利用新規2名(延べ4名)日中通所利用新規2名(延べ4名)

(生活訓練事業所 ひまわり)

- 高次脳機能障害を有する者の社会復帰に向けた SST (ソーシャルスキルトレーニング) やロールプレイ等新規訓練メニューの導入
- 地域における高次脳機能障害の方や、そのご家族が交流できる「高次脳力フェ」の開催(3回/年)
- 〇 利用目標登録利用者数12名1日平均利用者4.8名

(体育館 サン・アビリティーズ城陽)

- パラ・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンターとして、パワーリフティング連盟主催の合宿や大会開催への協力
- 障害者スポーツへの理解促進やパラリンピックスポーツ普及のための出 前講座の実施(1回/年)
- 障害者スポーツ指導員講習の実習の受入れ(スポーツのつどい等への参加)

2. 心身障害者福祉センター (附属リハビリテーション病院)

□ 運営方針

京都府南部地域において、附属リハビリテーション 病院の特色を生かした医療サービスを、京都府立医科 大学附属病院と連携して提供することで、地域の皆様 の健康と快適な暮らしを支え、信頼される病院運営に 努める。そのため、業務内容や職員体制の見直しを行 うとともに、職員間の意思疎通とコミュニケーション



を促進し、多職種の職員が一体となって病院の稼働率向上をはじめ病院業務全般のマネジメントに取り組む。また、地域に根ざした活動に重点を置き、出前講座に加え、地域住民の方々や各種団体等と連携し、医療・健康に関する講座の開催や相談の実施など積極的な地域貢献に努める。

さらに、京都府南部地域の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療機関として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たしていく。

- 患者の確保と定着に向け、人工関節置換術など高度な整形外科治療からリ ハビリまでを一貫して実施
- 高次脳機能障害専門外来と生活訓練事業所ひまわりとの連携強化 (生活訓練事業所ひまわりへの紹介 5名/年)
- 外来患者通院時の送迎サービスの実施に向け、近隣施設へのニーズ調査及び病院開催事業への来場者(年3回)を対象とした試行の実施(新規)
- 脳血管疾患等リハビリテーション I の施設基準取得に向けた取組みの推進 (24,000 単位以上/年)
- 新規患者獲得に向け、入院患者の周術期口腔ケアや、車椅子使用の障害児 や歯科診療に不慣れな自閉性障害児の歯と口腔の健康を守るニーズ調査の 実施(対象=こども発達支援センター・桃山学園利用者)(新規)
- 更なる患者サービスの向上を目指し、「職員セルフチェック」や職員からの 提案(「おっともっとレポート」)を積極的に実施(新規)
 - ※職員の日常の些細な言動を共有し活用(「おっと」:インシデント予防等、「もっと」: 業務改善やサービス向上)する取組み

1日あたりの外来患者数 平均70名 〇 利用目標 1日あたりの入院患者数 平均15名 新規障害児(者)歯科患者 15名/年

30名/年

周術期口腔ケア

3. 洛南寮(養護老人ホーム)

□ 運営方針

地域で生活する上で様々な生活課題や福祉課題を抱える利用者に対し、心身ともに健康で安心して 自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、 社会復帰の促進を図る。

重度の要介護利用者には一般型入居者生活介護 サービスの提供を行い、サービス向上と業務効率化 を目指し介護機器・IT機器の導入を計画的に行う。



施設内における感染症予防対策を徹底するとともに、生活の質の向上のため余暇の充実に取り組む。

所内研修やオンラインでの研修の積極的な参加により、専門分野の学びを深め、職員の モチベーションアップにつなげる。

利用者に寄り添った支援ができるよう接遇力の向上を目指すとともに、高齢者の虐待被害等緊急課題への迅速な対応等により地域から信頼され選ばれる施設づくりを目指す。

- 感染予防を徹底しながら、利用者のショッピングや外食等外出への支援や、 作品作り、介護予防体操、ネットショッピング等日中活動を充実
- 認知症等精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、入院可能な精神 科病院(地域連携室)との更なる連携強化と、精神科病院退院者の積極的 な受け入れ
- 安全と自立、職員の介護負担軽減のため、「介護機器・IT機器等導入検討チーム」を中心に、利用者の状況に合わせた福祉機器(ナースコール、立位補助機器、モニターカメラ等)の計画的導入を推進(新規)
- 利用者の状況に応じた食事提供ができるよう、「食事形態検討委員会」に おいて新たな食事形態(ソフト食)の導入に向けて検討
- 定員充足を目指し、洛南寮だよりのリニューアル、医療機関相談員との情報交換等関係機関への積極的な情報提供
- 空き部屋を活用した契約入所の検討継続と、介護度の高い利用者に対し、2階の居室でも対応可能な整備の検討(新規)
- 利用目標 施設入所率 90%(うち特定入居者生活介護 契約者 30名)

4. 洛南寮 (救護施設)

□ 運営方針

生活困窮者をはじめ様々な生活課題や福祉課題等を 抱え総合的な支援を必要とする利用者が心身ともに健 康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を 尊重し、地域社会での自立を目指す支援や訓練を行う。



利用者による食事の配膳、下膳補助や環境整備等の施

設内作業を施設内中間就労と位置づけ、一定の報酬を支払うことで就労支援の充実を図る。 施設内における感染症予防対策を徹底するとともに、サービスの向上と業務効率化を目指し介護機器・IT機器の導入を計画的に行う。

救護施設に求められる循環型セーフティネット機能を発揮し、地域生活移行を目的とする居宅生活訓練事業の更なる充実や状況に応じた他施設等への移行を推進し、退所された方については相談支援を行う。

地域で生活する方に対しては、引き続き、DV・虐待被害を受けた場合等の緊急入所に 速やかに対応するとともに、一時的に精神状態が不安定になった場合や、入所を希望する 方が施設の集団生活を体験する場合の一時入所事業を継続する。また、生活困窮者自立支 援制度による認定就労訓練を継続する。

また、京都市域で予定されている救護施設の開設を踏まえた、施設のあり方について、 京都府とともに検討を進める。

□ 重点事項

- 統合失調症等精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、入院可能な 精神科病院(地域連携室)との更なる連携強化と、精神科病院退院者の積 極的な受け入れ
- 洛南寮式自立支援「ホップ(施設内就労)・ステップ(生活訓練)・ジャンプ(居宅生活訓練事業)」による入所者の自立支援を促進
- 安全と自立、職員の介護負担軽減のため、「介護機器・IT機器等導入検討チーム」を中心に、利用者の状況に合わせた福祉機器(ナースコール、立位補助機器、モニターカメラ等)の計画的導入を推進(新規)
- 利用者の日中活動である「紙すき作業」で製作された 作品の販路を拡大
- 認定就労訓練事業を継続し、地域における一般就労が困難な方を積極的に受け入れ就労を支援



〇 利用目標 施設入所率 95%

5. 東山母子生活支援施設

□ 運営方針

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安心安全な生活環境を提供し、母子の自主性を尊重した自立に向けて地域社会で生活できるよう、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援する。



また、研修等により職員の資質向上に努めるとと

もに、職員間での情報共有等を徹底することで風通しのよい施設づくりを進める。

各福祉事務所等関係機関との情報交換を密に行うことで連携を強化し、定員充足と社会 的養護を担う施設としての役割を果たす。

- 心理療法担当職員による母子に対する心理的ケアの充実
- 〇 「母の会」等にて集約した利用者からの声への迅速な対応による利用者満足 度の向上
- 「マザーズジョブカフェ」、「京都ひとり親家庭自立センター」等との連携 による就業支援の強化
- 〇 利用目標 施設入所率85%



6. 視力障害者福祉センター

□ 運営方針

教育機関として、以下の基本方針に基づき、教育の 充実を図る

- ① 高い知識・技術を有するあん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう師の養成を行うため、 教育訓練の充実、強化を図る。
- ② 安心して勉学に取り組める環境づくりに努め、利用者全員の国家試験合格や卒業後の就労をめざす。
- ③ 卒業後における知識・技術の維持・向上に向けた研修会等を実施する。
- ④ 職員の資質向上と職員間の連携強化に努めるとともに、活発な広報活動や関係機関との連携を強化する。

人権擁護、虐待防止、新型コロナウィルス感染症拡大防止を含めたリスクマネジメントについて職員一体となって取り組むとともに、体験見学会の開催や広報活動に取り組み、利用者増をめざす。

また、防災面での地域との連携や、施設機能の地域への還元等、地域から信頼され、 開かれた施設をめざすとともに、視力障害者福祉センターとしての知識・技術を法人内 の他施設の利用者にも提供し、事業団全体としてのサービス向上を図る。

- 学習状況に応じた学習支援計画の策定やフォローアップ授業の充実等により国家資格の 取得を支援
- 職業倫理に関する授業の追加や施術者マナー講習会等を開催するととも に、京都職業相談室との連携による就労支援体制の強化
- 就労継続B型支援事業所の開設に向けた検討会の設置
- 左京区社会福祉協議会との連携により、地域福祉に寄与する活動(ふれあいサロン、認知症予防教室等)の場として施設の地域開放を推進
- 明治国際医療大学と連携し、教員を対象とした最新医学に関する知識・技術に関する研修会開催
- 利用目標 就労移行支援(養成施設) 利用者数20名施設入所支援(宿舎利用) 利用者数10名



7. 桃山学園(障害児入所施設)

□ 運営方針

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立を目指 し、基本的生活習慣や社会性の習得等、個別の課題と 向き合い、個別支援計画に沿った支援を実施する。

支援に当たっては、人権擁護・虐待防止を基本姿勢 とし、研修等により職員の意識向上に努め、保護者や 地域、外部関係者に開かれた施設運営を行うことで、 安心・安全な施設生活を目指す。



また、強度行動障害支援従事者及び児童発達管理責任者等の資格取得の推進、近年増加 している虐待ケースの個別支援や、家族支援について、職員の専門性の向上を図り、入所 児童にとってのより良い支援をめざす。

さらに、児童の障害特性に応じた小規模グループケアを一層充実させ、落ち着いた生活 環境から、児童の自主性や心の安定を図る。

地域への情報発信の充実、地域行事等へ積極的に参加し、一層の連携を図り、開かれた施設づくりと地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

- 支援スキル向上の取組み
 - ・愛着形成に課題がある児童に対し、児童相談所と連携した困難事案サポート事業の継続実施
 - ・強度行動障害のある児童に対し、外部アドバイザー(分野別)や強度行動 障害支援従事者研修修了者等による事例検討会の開催
- 令和5年度に全てのフロア(男児:2フロア、女児:1フロア)への小規模グループケア導入に向け、令和4年度は、女児のフロアでの小規模グループケアを開始。実施に当たり『小規模グループケアプロジェクトチーム』を設置。先進的施設の情報を収集し、支援を実施。取組状況を検証し全フロア導入へのスムーズな移行につなげる(新規)
- 心理指導担当職員配置による入所児童の心理的ケアを充実(新規)
- フロア別子ども会を定期的に開催し、入所児童の意見や要望の聴取、生活 上のルール確認を行うとともに、入所児童向けの人権や権利擁護に関す る勉強会を開催
- 京都中小企業家同友会との協働による就労体 験の実施に向け、対象児童を確定
- 〇 利用目標 施設入所率 85%

8. 桃山学園 (児童養護施設)

□ 運営方針

社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境のもと健やかに養育し、豊かな人間性や社会性を身につけ、地域社会で自立できることを目指して支援する。 併せて、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を踏まえ関係機関や地域と更なる連携を図りながら、施設機能の強化を目指す。



職員の専門的知識・技能の習得、職員間のコミュニケーションの活性化を図るスキルの 向上に努め、人権擁護・虐待防止を目指した取組みを継続して実施。

安心安全な施設生活を目指し、安全委員会方式《外部機関(学校/児童相談所など)と 施設職員で組織した委員会で、言葉の暴力も無くし安心安全な暮らしを確保する手法》に よる対応を行う。

さらに、桃山東地域の地域福祉を支える団体等と一層の連携を図り、行事や防災対策チーム等への参加、協力体制の構築に努め、地域に開かれた施設となり、地域と共に児童の健全な成長を支援する。

- 少人数での家庭生活の疑似体験を通して、愛 着形成の再構築及び社会性や自立への力を養 う支援の充実(新規)
- 高校入学の早い段階から将来を見据えた多様な進路選択(職業選択)が実現できるよう、関係機関と連携しながら社会的自立を効果的に支援(新規)
- 虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童、保護者等に対して児童相談所と密接に連携し、子どもの心身の課題の回復と健康な育ちの促進、親子関係の再構築のための相談援助支援及び退所後の児童に対する継続的な相談援助の実施
- 市町村子育て支援事業(短期入所)の受け入れを進めるため、契約先の市町村との定期的な情報交換を図るとともに、事業が円滑に進むよう事業にに必要な居室環境等を整備(新規)
- 京都市南部障害者地域自立支援協議会への参画
- 福祉系大学との協働による、児童が抱える養育者との愛着形成を巡る課題 や社会的養育のあり方等に関する共同研究の推進
- 〇 利用目標 施設入所率 95%

9. こども発達支援センター

□ 運営方針

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援等各分野の専門スタッフが連携し、総合的な発達支援サービスを提供することにより、こども達の健やかな成長と発達をめざす。

医療・保健・教育機関との連携や診療所体制の充実に より、初診待機期間の短縮を図ることとする。 放課後等



デイサービス事業や京都府発達障害者支援センターこども相談室との連携による学童期以 降の発達障害児への支援についても引き続き充実させていく。

児童発達支援事業における就学前後の年長児への対応や、放課後等デイサービス事業における不登校傾向の児童への対応等地域のニーズを踏まえ、引き続き充実に努める。

障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業については、コロナの感染状況を勘案しつ つ発達障害に関する講演会の開催や関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートなど 地域支援に努め、児童発達支援センター機能の充実をめざす。

厚生労働省が示している福祉型児童発達支援事業と医療型児童発達支援事業の統合については、国の方針及び障害児支援のあり方検討委員会の指針を踏まえつつ、定員や職員配置、療育のあり方等について検討を進める。

- 保護者の就労状況を踏まえ、通園頻度を週3回から2回へと弾力化する等、地域のニーズを踏まえた療育を実施
- 児童発達支援(福祉型)において、年長児対象 の並行通園クラスのクラス数(受け入れ人数)を 増やし、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業との連携による就学 前後のフォローを実施
- 京都府の「発達障害児支援医療・福祉・教育等連携強化事業」により、初 診待機期間の短縮を図るため、医師の増員、教育機関等との連携を進め専 門医の育成を実施(新規)
- 放課後等デイサービスに通う発達障害の児童に対し、心理アセスメント等の実施により支援を充実
- 桃山学園(児童養護施設)の保育所等訪問支援事業の対象となる児童について具体的事例を通した意見交換の実施

- 大学生の実習を受入れ、学生の臨床経験の向上及び施設側の新たな気付き や支援方法の検討に活用
- 身体拘束ありかた検討委員会の設置及び実施(毎月)
- 〇 利用目標 (児童発達支援)

• 福祉型

18名/日

• 医療型

4. 6名/日

• 重症心身障害児 O. 7名/日

(診療部門)

・セラピー実施人数 延800名/月

• 心理検査件数

70件/月

・初診待機期間の抑制 3ヶ月程度

(放課後等デイサービス)

- 利用者数 10名/日(利用率 100%)
- 契約者数 45名

10. 発達障害者支援センター

□ 運営方針

京都府内における発達障害支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6か所の圏域支援センターと連携しながら研修会を行い地域の相談支援機能の強化を図る。また、放課後等デイサービス事業所等へ出向き、療育の質の向上を支援する。



「こども相談室」においては発達障害児相談支援拠点施設として、医療・教育・福祉との連携をさらに強化するとともに、集いの場の開設や思春期の子を持つ保護者を支える取組みを強化する。併せて、6年目となる京都ジョブパークの「ゆっくり相談コーナー」では、キャリアカウンセラーへのスーパーバイズ機能を軸としてより一層の充実を図る。

また、発達障害についての理解と支援を深めるため、府民公開講座の開催等啓発活動や 研修会を実施するとともに、医療職向けの研修会を開催することで医療関係者の発達障害 に関する理解を深め地域の診療体制構築を支援する。

京都府に多くある大学の学生相談室等と連携し学生生活や就労に向けての支援を行う。 職員についても引き続き一層の資質向上を図り、支援センター機能の充実・強化をめざす。

- 発達障害児の子育てを経験後、研修を受講したペアレントメンターの活動を普及させ、教育・保健・子育て支援機関等での活用促進をめざした広報紙「フルーツバスケット」の発刊(3回/年)
- 大学生を対象とした、発達障害に関する相談システム構築をめざし、各大学の「学生相談室(障害学生支援室)」を訪問の上、窓口担当者との情報共有を実施(訪問依頼7件/年)
- 大学との連携によるスーパーバイズを通じて支援の専門性を向上 京都大学大学院…医療連携・困難ケースについて職員へのスーパーバイズ 京都教育大学…SST(ソーシャルスキルトレーニング)等に関する職員、 及び事業所へのスーパーバイズ 佛教大学…保護者へのペアレントトレーニングに関する職員へのスーパー バイズ
- 京都府内における発達障害相談体制強化をめざし、京都府内6箇所の圏域 支援センターに対する巡回相談(1回/2か月)や支援事例へのスーパー バイズ等の実施や、京都府及び各市町村の教育委員会と「医療の必要な児 童生徒」への共通理解の推進等実施。医療に代わる相談機関としての機能 を高めることで、発達障害の初診待機期間短縮の推進につなげる(新規)



https://www.ksj.or.jp/



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)6階 TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236